

障害者グループホーム入居者家賃助成金支給要綱

令和 7 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）に入居する者の自立した生活の推進及び安定を図ることを目的として支給する家賃助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 この要綱における助成金の支給対象者は、グループホームを運営する者（以下「事業者」という。）とする。

(支給対象経費)

第 3 条 助成金の支給対象経費は、グループホームに入居する者（以下「入居者」という。）が負担すべきグループホームの家賃（食材料費、光熱水費、日用品費その他の諸経費を除く。以下同じ）とする。ただし、次の各号に掲げる者に係る家賃を除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助を受けている世帯に属している者

(2) グループホーム設置運営事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく家賃等補助金の申請を行い当該補助金の交付を受けるグループホームに入居する者

(助成金額)

第 4 条 助成金の額は、20,000 円（月額上限額）と入居者が負担すべき家賃（法第 34 条に規定する特定障害者特別給付費の支給を受けている者は、当該給付費を差引いた額）とを比較していずれか低い額とする。

(助成期間)

第 5 条 助成期間は、入居日の属する月から当該年度の 3 月まで又は助成すべき事由の消滅した日の属する月までとする。

(助成金の請求)

第 6 条 事業者は、かながわ自立支援給付費等支払システムにより請求を行うものとする。

2 事業者は、前項の請求をするときは、当該年度の 4 月末日までに障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書を市長に提出しなければならない。ただし、当該年度の 5 月以降に事業所の指定等を受けた事業所については、当該指定等を受けた月の末日までに障害者グループホーム入居者家賃助成金

請求内訳書を市長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、入居者の入退居及び月額家賃の変更又は請求誤りによる過誤請求等により、前項の規定により提出した内容に変更が生じたときは、請求する月の前月末日までに、変更に係る障害者グループホーム入居者家賃助成金請求内訳書を市長に提出しなければならない。

- 4 入居者の一時的な入院等により、第1項に規定する請求を行うことができない場合は、事業者は、障害者グループホーム入居者家賃助成金（個別）請求内訳書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、請求することができるものとする。

（1）請求書

（2）入居者の家賃等の領収書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

（助成金の支給）

第7条 市長は、前条の規定による事業者からの請求額等の内容を審査したうえで助成金を支給するものとする。

- 2 前項の規定により助成金の支給を受ける事業者は、当該入居者から家賃の支払いを受けるときは、当該入居者の助成金額を差引いた額の支払いを受けなければならない。

（調査）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業者が入居者から支払いを受ける家賃額等について調査することができる。

（助成金の取消し及び返還）

第9条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当することが認められたときは、助成金を取り消し、又は助成金の支給を停止することができる。

（1）事業者が虚偽その他不正な事由により助成金の支給を受けたとき。

（2）事業者が助成金を入居者の家賃に充てていないとき。

（3）前2号の規定のほか、市長が助成金の支給をすることが適当でないものと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合は、当該事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、支給された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（書類の整備）

第10条 事業者は、本要綱に基づき支給を受けた助成金に関する書類を整備し、及び保管しなければならない。

2 前項に規定する書類は、助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。